

NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

2024年1月18日

2023年12月21日、国家知識産権局は、改正版《專利審査指南（2023）》を公表しました。その施行日が2024年1月20日であります。

今回の審査指南の改正は、全部で388節に係り、そのうち、119節が新設されました。また、今回の主な改正は、以下の3つの要点、即ち、第一に、専利法および実施細則の改正との整合、第二に、審査プロセスおよび審査規則の最適化および改善、第三に、新産業および新分野の発展への適応、及びイノベーションの主体のニーズへの対応に係わる、審査基準の改正であります。

なお、今回の審査基準の改正について、多くの内容に係わっておりますため、審査実務に即して、(I) 実体審査、(II) 予備審査、事務処理、復審手続、無効審判手続、及び(III) 意匠の順に改正内容を紹介させていただきます。

当該ニュースレターでは、(II) 予備審査、事務処理、復審手続、無効審判手続についての主な改正点を取り上げます。

(※注：中国の「専利」は、日本の「特許・実用新案・意匠」に該当し、中国の「復審」は、日本の「不服審判」に該当します)

中科專利商標代理有限責任公司

日本事務所

TEL:06-6881-5550

FAX:06-6881-5510

e-mail: zhang@csptip.com

2024年施行される專利審査指南対照説明表 (II)

—予備審査、事務処理、復審手続、無効審判手続部分

目次

I. 予備審査（第一部分第一章）	4
1-1. 発明名称（4.1.1）	4
1-2. 発明者（4.1.2）	4
1-3. 住所（4.1.7）	4
1-4. 先願書類を援用する方式で出願書類を追加提出する（4.7）	4
1-5. 先願書類の副本（6.2.1.3）	5
1-6. 優先権主張の追加又は訂正（6.2.3）	5
1-7. 専利法実施細則第三十六条に基づく回復（6.2.6.2）	5
1-8. 新規性喪失例外：規定の学術会議或いは技術会議で初めて発表された場合（6.3.3）	5
1-9. 記載事項の変更手続（6.7.1）	6
1-10. 発明者の変更（6.7.2.3）	6
1-11. 記載事項変更の発効（6.7.4）	6
II. 国内段階に移行する国際出願の予備審査と事務処理（第三部分第一章）	7
2-1. 最初の出願の訳文と添付図面（3.2）	7
2-2. 中国語による国際出願（3.3）	7
2-3. 専利法実施細則第二百二十八条に基づく回復（5.2.5.1）	7
2-4. PCT-CNケースの援用補正（5.3）	7
2-5. 国内の公開（6）	8
III. 秘密保持出願と外国への専利出願の秘密保持審査（第五部分第五章）	8
3-1. 秘密保持審査（6.1.2）	8
IV. 通知と決定（第五部分第六章）	9
4-1. 郵送、直接送付及び電子形式による送達（2.3.1）	9

V. 復審手続（第四部分第二章）	9
5-1. 前置審査の手続（3.1）	9
5-2. 復審請求の理由と証拠の審査（4.1）	10
5-3. 復審決定の結論（4.3, 5）	11
5-4. 復審手続の終了（9）	11
VI. 無効宣告手続（第四部分第三章）	11
6-1. 当事者処置の原則（2.2）	11
6-2. 「後の請求」に関する受理（3.1, 4.1）	12
6-3. 「公民代理」の範囲（3.6）	12
6-4. 権利帰属紛争当事者からの中止請求について（第五部分第七章 7.3.1.2）	13
6-5. 権利帰属紛争当事者の無効宣告手続への参加に関する予備審査（3.7）	13
6-6. 無効審判手続の審査方式及び指定期間（4.4）	14
6-7. 無効宣告手続における請求項の補正（4.6）	14
6-8. 意匠国際出願に係わる送達（7）	14
6-9. 医薬品専利紛争早期解決メカニズムに係わる無効事件審査（9）	15
6-9-1. 医薬品専利紛争早期解決メカニズムに係わる無効宣告請求事件の定義	15
6-9-2. 請求書及び証明書類の提出の関連規定（9.1）	15
6-9-3. 審査順序及び審査基礎の関連規定（9.2-9.3）	16
6-9-4. 審査状態及び結審通知の関連規定（9.4）	16
6-10. 無効宣告手続の終了（8）	16
VII. 口頭審理＋証拠（第四部分第四章，第八章）	17
7-1. 口頭審理（第四部分第一章及び第四章）	17
7-1-1. 口頭審理の方式について（5）	17
7-1-2. 口頭審理の通知及び記録方式に関する調整（3, 11）	17
7-2. 証拠（第四部分第八章）	17
7-2-1. 外国語の証拠の翻訳（2.2.1）	17
7-2-2. 域外証拠について（2.2.2）	18

I. 予備審査（第一部分第一章）

1-1. 発明名称 (4.1.1)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
発明名称は一般的には25文字を超えてはならず、最大40文字を超えてはならない。	発明名称は一般的には25文字を超えてはならず、最大 <u>60</u> 文字を超えてはならない。
中科コメント ◇ 発明名称は最大60文字が許容されるようになりました。	
1-2. 発明者 (4.1.2)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
発明者は個人でなければならない。願書には例えば、「××課題グループ」などの機構又は組織を書いてはならない。	発明者は個人でなければならない。願書には例えば、「××課題グループ」 <u>または「人工知能××」</u> などの機構又は組織、 <u>及び人工知能の名称</u> を書いてはならない。
中科コメント ◇ 「人工知能」を発明者とすることができないことを明確にしました。	
1-3. 住所 (4.1.7)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
外国の住所には国別、市（県、州）を明確にすると共に外国語文字で詳細な住所を添付しなければならない。	外国の住所には国別、 市（県、州） を明確にすると共に外国語文字で詳細な住所を添付しなければならない。
中科コメント ◇ 外国の中国語住所には国別のみを明確にすればよく、より詳細な市（県、州）という要求をキャンセルしました。	
1-4. 先願書類を援用する方式で出願書類を追加提出する (4.7)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
援用補正は許容されない。	発明及び実用新案專利出願における援用補正は認める。発明及び実用新案については、出願時に專利局の標準願書テーブルを使用する場合、援用補正声明提出済とみなし、その後の2ヶ月以内または專利局が指定した期間内に援用補正確認声明を提出し、且つ関連費用を追納しなければならない。先願書類の副本及び中国語翻訳文を提出する必要もある。援用補正確認声明における先願の出願番号を願書における出願番号と一致させ、優先権書類の中国語翻訳文における追加提出された出願書類の内容の位置（または差替え頁）を説明しなければならない。援用補正は、優先権の回復及び優先権の訂正又は追加に適用されない。援用補正は分割出願に適用されない。なお、援用補正声明の提出期限は回復不可である。

<p>中科コメント</p> <p>◇ 援用補正の許容は国際的な通行規則に合致し、出願人の便宜を図るものであります。例えば、緊急な場合、一部の出願書類（例えば、特許請求の範囲及び発明名称）を先に提出し、次に援用補正の形で出願書類を追加提出することができるようになりました。</p>	
1-5. 先願書類の副本 (6.2.1.3)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
先願書類の副本は出願日より3ヶ月以内に提出しなければならない。	先願書類の副本は <u>最も早い優先日から起算して16ヶ月</u> 以内に提出しなければならない。 <u>専利法第十八条第一項の規定に従って代理機構に委託している場合でも、出願人は自らで先願書類の副本を提出することができる。</u>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 先願書類の副本の提出期間は緩和し、出願人が自らで先願書類の副本を提出することも許容されますので、これは出願人の便宜を図るものとなります。</p>	
1-6. 優先権主張の追加又は訂正 (6.2.3)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
優先権の訂正は許容されるが、優先権の追加は許容されない。	優先日から起算して16ヶ月以内又は出願日から起算して4ヶ月以内に、専利局が公開準備を完了する前に、発明又は実用新案専利出願の優先権主張の追加又は訂正の請求は許容される。上記期限を逃しては回復できない。優先権の追加又は訂正は、期間内に優先権を主張していない場合には適用されない。
<p>中科コメント</p> <p>◇ 発明及び実用新案専利出願の優先権の訂正・追加は許容されます。これは、国際的な規則に合致し、出願人の便宜を図るものとなります。</p>	
1-7. 専利法実施細則第三十六条に基づく回復 (6.2.6.2)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
優先権の回復は許容されない。	発明又は実用新案専利出願において先願の出願日から起算して12ヶ月を経過してから14ヶ月以内に、優先権回復請求を提出することが許容される。優先権の追加又は訂正は優先権回復に適用されない。
<p>中科コメント</p> <p>◇ 発明及び実用新案専利出願の優先権の回復は許容されます。これは、国際的な規則に合致して、出願人の便宜を図るものとなります。</p>	
1-8. 新規性喪失例外：規定の学術会議或いは技術会議で初めて発表された場合 (6.3.3)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
規定の学術会議又は技術会議とは、国务院の関連主管部門又は全国的な学術団体の主催で開催する学術会議又は技術会議を指す。	規定の学術会議又は技術会議とは、国务院の関連主管部門又は全国的な学術団体の主催で開催する学術会議又は技術会議、 <u>及び国务院の関係主管部門が承認する国際組織が開催する学術会議又は技術会議</u> を指す。

<p>中科コメント</p> <p>◇ 「國務院の關係主管部門が承認する國際組織が開催する學術會議又は技術會議」を追加することにより、一部の國際會議で初めて發表されたことも、新規性を喪失しない公開という例外事情に収めるようになりました。</p>	
<p>1-9. 記載事項の変更手続 (6.7.1)</p>	
<p>2021年施行規定</p>	<p>2024年施行改正概要</p>
<p>出願毎しか記載事項を変更することはできない。</p>	<p>名前または名称の一括変更を許容する。<u>複数件の專利出願に係わる同一の記載事項が変更され、かつ変更内容が全く同じである場合、記載事項の一括変更申込書を提出することができる。</u></p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 出願人による一括変更を容易にしました。</p>	
<p>1-10. 発明者の変更 (6.7.2.3)</p>	
<p>2021年施行規定</p>	<p>2024年施行改正概要</p>
<p>発明者の記入漏れ又は誤記があるため変更請求を提出する場合、出願人（又は専利権者）全員と変更前の発明者全員が署名又は捺印した証明書類を提出しなければならない。</p>	<p>発明者の記入漏れ又は誤記があるため変更請求を提出する場合、<u>受理通知書を受け取った日から1ヶ月以内に提出し</u>、出願人（又は専利権者）全員と変更前後の発明者全員が署名又は捺印した証明書類を提出しなければならない。</p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 発明者の記入漏れ又は誤記があるため変更請求を提出する時期は、受理通知書を受け取った日から1ヶ月以内に限定するようになりました。従来の規定に比べて、処理時間から発明者の訂正・追加を制限することとなりますので、要注意であります。</p>	
<p>1-11. 記載事項変更の発効 (6.7.4)</p>	
<p>2021年施行規定</p>	<p>2024年施行改正概要</p>
<p>記載事項変更の手続は専利局による変更手続合格通知書の発行日から発効する。専利出願権（又は専利権）の移転は登録日より発効する。登録日は前述の手続合格通知書の発行日である。</p>	<p>記載事項変更の手続は専利局による変更手続合格通知書の発行日から発効する。専利出願権（又は専利権）の移転は登録日より発効する。登録日は前述の手続合格通知書の発行日である。<u>専利権移転に係わる記載事項変更手続の審理期間は一般に1ヶ月を超えないものとする。</u></p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 専利局は権利移転手続を審査する際に1ヶ月を超えてはならないことを規定しました。</p>	

II. 国内段階に移行する国際出願の予備審査と事務処理（第三部分第一章）

2-1. 最初の出願の訳文と添付図面 (3.2)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>国際出願が外国語で提出された場合、要約書の訳文を提出しなければならず、添付図面と要約書添付図面がある場合、添付図面の副本と要約書添付図面の副本をも提出しなければならない。</p>	<p>国際出願が外国語で提出された場合、要約書の訳文を提出しなければならず、添付図面と要約書添付図面がある場合、添付図面の副本と要約書添付図面の副本をも提出するとともに、要約書添付図面を指定しなければならない。</p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ PCT-CNケースは他の出願ケースと一致させ、添付図面から一つを要約書添付図面として指定してよいこととなりますので、要約書添付図面を単独に提出する必要がありません。</p>	
2-2. 中国語による国際出願 (3.3)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>中国語で提出した国際出願は、国内段階移行時には移行声明、最初の出願の要約書の副本及び要約書添付図面の副本のみ提出すればよい。</p>	<p>中国語で提出した国際出願は、国内段階移行時には移行声明、最初の出願の要約書の副本及び要約書添付図面の副本のみ提出すればよい。</p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 中国語で提出した国際出願の国内段階移行時の手続を簡略化し、出願人の便宜を図るものとなります。</p>	
2-3. 専利法実施細則第二百二十八条に基づく回復 (5.2.5.1)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>優先権の回復が許容されない。</p>	<p>国際出願について優先権を主張し、かつ国際出願日が優先権期限満了後2ヶ月以内であり、国際段階において受理官庁が優先権回復を承認した場合、専利局は一般に疑問を提起しない一方、国際出願の国内段階移行時に、出願人は回復手続を再度行う必要がない。国際段階において出願人が優先権の回復を請求しなかったか、又は回復請求を提出したが受理官庁が承認しなかった場合、出願人は正当な理由がある場合、移行日から起算して2ヶ月以内に優先権回復を請求することができる。</p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 国際段階において優先権が既に回復された場合、専利局は一般的に再度の審査を行わず、優先権の回復を承認するようになります。</p>	
2-4. PCT-CNケースの援用補正 (5.3)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>援用補正が許容されない。</p>	<p>特許協力条約実施細則の規定に基づき、出願人は国際出願の提出時に一部の事項や部分において記入漏れ又は誤記をした場合、先願における該当部分を援用する方式で記入漏れの又は正確な事項や部分を追加提出し、元の国際出願日を留保することができる。</p>

中科コメント ◇ 国際的な規則に合致して、出願人の便宜を図るものとなります。	
2-5. 国内の公開 (6)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
中国語以外の言語で提出された国際出願について、専利法第十三条で規定した仮保護を求める権利は国内公開後に生じるものである。	中国語以外の言語で提出された国際出願について、専利法第十三条で規定した仮保護を求める権利は国内公開後に生じるものである。 <u>国際事務局が中国語で国際公開を行った場合、国際公開日又は専利局が公開した日から専利法第十三条の規定を適用する。</u>
中科コメント ◇ 中国語で提出された国際出願について、もし国内公開日が国際公開日より早い場合、仮保護の開始日は国内公開日、すなわち国内公開日と国際公開日のうちの早い方の日です。	

III. 秘密保持出願と外国への専利出願の秘密保持審査 (第五部分第五章)

3-1. 秘密保持審査 (6.1.2)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
請求人は、その請求の提出日より4ヵ月以内に外国への専利出願秘密保持審査意見通知書を受け取っていない場合、当該技術案について外国へ専利出願することができる。	請求人は、その請求の提出日より4ヵ月以内に外国専利出願秘密保持審査意見通知書を受け取っていない場合、当該技術案について外国へ専利出願することができる。 <u>技術案が明らかに秘密保持の必要がないものである場合、審査官は請求の提出日から2ヶ月以内に当該技術案について外国へ専利出願することができる旨を請求人に通知しなければならない。事情が複雑である場合、請求の提出日から4ヶ月以内に請求人に通知することができる。</u>
中科コメント ◇ 専利局は必ず秘密保持審査結果を出願人に通知しなければならないので、外国への専利出願を暗黙的に承認することは許容されなくなります。一方、審査結果の通知期限は4ヶ月から2ヶ月に短縮されます。ただし、複雑な場合は、4ヶ月の審査期間のままです。	

IV. 通知と決定（第五部分第六章）

4-1. 郵送、直接送付及び電子形式による送達（2.3.1）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>郵送、直接送付により送達される通知と決定について、発行日から15日間経過した日を、当事者が通知と決定を受け取った日と推定する。郵送された通知と決定について、当事者が証拠を提供することにより、実際の受取日を証明できる場合、実際の受取日に準じる。</p>	<p>郵送、直接送付により送達される通知と決定について、発行日から15日間経過した日を、当事者が通知と決定を受け取った日として推定される。郵送された通知と決定について、当事者が証拠を提供することにより、実際の受取日を証明できる場合、実際の受取日に準じる。</p> <p><u>電子形式で送達する通知と決定については、当事者に認められる電子システムに入った日を送達日とする。当事者に認められる電子システムに入った日が通知書及び決定の発行日と一致しない場合においては、当事者が証拠を提供できる場合を除き、当該通知書及び決定の発行日を送達日と推定する。</u></p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 15日間経過した日を通知書を受け取った日と推定することは取消されましたので、出願人及び代理機構が審査意見通知書に応答する期間は短くなります。</p>	

V. 復審手続（第四部分第二章）

5-1. 前置審査の手続（3.1）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>専利復審委員会は、予備審査に合格した復審請求書（添付されている証明書類及び補正後の出願書類を含む）を包袋とともに、拒絶査定を下した元の審査部門に転送し、前置審査を行わせる。</p> <p>元の審査部門は、前置審査意見を提出し、前置審査意見書を作成しなければならない。特別な場合を除き、前置審査は包袋を受け取った1ヶ月以内に完成しなければならない。</p>	<p>専利復審委員会は、予備審査に合格した復審請求書（添付されている証明書類及び補正後の出願書類を含む）を包袋とともに、拒絶査定を下した元の審査部門に転送し、前置審査を行わせる。</p> <p><u>が予備審査に合格した後、については、案件ファイルとともに、拒絶査定を下した元の審査部門に転送し、前置審査を行わせる。</u></p> <p><u>また、元の審査部門は、前置審査意見を提出することし、前置審査意見書を作成しなければならない。特別な場合を除き、前置審査は案件ファイルを受け取った1ヶ月以内に完成しなければならない。</u></p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 実施細則の旧第六十二条の前置審査の関連規定は削除されましたので、審査指南において適性改正が行われました。</p> <p>◇ 前置審査業務の審査部門は元の審査部門に限らず、1ヶ月の完成時間にも限定されません。</p>	

5-2. 復審請求の理由と証拠の審査 (4.1)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>拒絶査定の根拠になった理由と証拠に加え、合議体は出願書類に以下に挙げる欠陥を発見した場合に、それに関連している理由とその証拠についても審査してよいとする。さらに、審査・認定した後は、当該理由とその証拠に基づいて拒絶査定を維持する旨の審決を行わなければならない。</p> <p>(1) 拒絶査定が下される前に出願人に告知していたその他の理由及びその証拠を以って拒絶するのに充分可能な欠陥。</p> <p>(2) 拒絶査定で指摘していない明白な本質的欠陥又は拒絶査定で指摘した欠陥と同性質の欠陥。</p>	<p>拒絶査定の根拠になった理由と証拠に加え、合議体は出願書類に以下に挙げる欠陥を発見した場合に、それに関連している理由とその証拠についても審査してよいとする。さらに、審査・認定した後は、当該理由とその証拠に基づいて拒絶査定を維持する旨の審決を行わなければならない。</p> <p><u>(1) 専利法実施細則第十一条(信義条項)の規定を満たしていないこと。</u></p> <p>(2-1) 拒絶査定が下される前に出願人に告知していたその他の理由及びその証拠を以って拒絶するのに充分可能な欠陥。</p> <p>(3-2) 拒絶査定で指摘していない明白な本質的欠陥又は拒絶査定で指摘した欠陥と同性質の欠陥 (例を増加)。</p> <p><u>(4) 拒絶査定で指摘していないその他明白な実体的欠陥 (例を増加)。</u></p> <p><u>上記(1)乃至(4)号を除き、拒絶査定で指摘した欠陥に関連する証拠について、合議体はその使用方式を適宜調整することができ、例えば、拒絶査定の根拠となる証拠に基づいて最も近い従来技術を変更したりその中のある証拠を省略することができる。</u></p>
<p>中 科 コ メ ン ト</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「さらに、審査・認定した後は、当該理由とその証拠に基づいて拒絶査定を維持する旨の審決を行わなければならない。」を削除しました。因みに、改正後の新実施細則は既に、「拒絶査定を維持する」を「復審請求を却下する」に改めるからであります。この改正により、復審請求の却下に関する様々な事情が出来ました。 ◇ 実施細則の改正に適応して信義誠実条項を導入しました。 ◇ 旧審査指南における第(2)号を第(3)及び(4)号に分割したうえで、例を増加することにより、職権に基づく審査行為を規範化し、復審請求人の復審手続審査範囲に対する想定を高めることが図られます。 ◇ 実践において一般的な進歩性に係わる例を第(3)号に増加しました。 ◇ 第(4)号には元の「永動機」の例を除いて、2つの典型的な例を追加しました。即ち第一に、条文適用の論理関係に基づいて、より指向性のある条文を選択・適用する例と、第二に、他の欠陥が審査意見の正確性に影響を与える場合、まずは当該他の欠陥を解消させる(例えば、進歩性欠如の拒絶理由に関連して、請求項の不明確が請求項に対する正確な理解に影響を与える場合、当該不明確の欠陥を指摘することができる)例とを追加しました。 ◇ 拒絶査定の根拠となる証拠範囲内に証拠の使用方式を適宜調整することにより、審査意見の指向性と客観性を強化することができますし、復審請求人が出願の存在する問題を明確かつ正確に理解するのにも寄与します。このような証拠調整は拒絶査定の根拠となる従来技術の 	

証拠内容に対する復審請求人の理解と想定を超えることなく、長期間の審査実践と司法手続において一定の共通認識が出来ていると思われます。	
5-3. 復審決定の結論 (4. 3, 5)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
	第4.3節及び第5節における複数箇所の「拒絶査定を維持する」を、「 復審請求を却下する 」に改める。
中科コメント ◇ これは新専利法実施細則第六十七条に応じる適性改正であります。おいてなした適応的な補正によれば、「復審請求を却下する」で元の「拒絶査定を維持する」を取り替えることは、法的用語の面からより謹厳です。	
5-4. 復審手続の終了 (9)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
復審決定が下された後に、復審請求人は当該決定に対して不服がある場合、専利法第四十一条第二項の規定に基づき、復審決定を受け取った日から起算する3ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。所定の期限以内に提訴していないか、又は人民法院の発効判決で当該復審決定を維持した場合、復審手続が終了する。	削除。
中科コメント ◇ 削除された内容は審査業務における復審手続の終了時点に対する判断のみに関わりますので、当事者の権利に影響しませんし、文言の簡略化にも寄与します。	

VI. 無効宣告手続 (第四部分第三章)

6-1. 当事者処置の原則 (2.2)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
無効宣告手続において、…、請求人の当該請求項または意匠の無効宣告主張に対する挙証責任を免れる。	無効宣告手続において、…、請求人の当該請求項または意匠の無効宣告主張に対する挙証責任を免れる。 専利権者による専利権の放棄が他者の合法的な權益及び公共の利益を妨げない場合、無効宣告審決によって当該権利処分行為に対するの確認を行う。
中科コメント ◇ 「当事者処置の原則」に係わる規則を完備しました。	

6-2. 「後の請求」に関する受理 (3.1, 4.1)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>専利復審委員会が専利権の全部又は一部の無効を宣告する旨の審決を下した後、当事者が当該審決を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に提訴していないか、若しくは人民法院の発効判決で当該審決を維持した場合、当該決定により無効宣告された専利権を対象に提出した無効宣告請求は受理しないものとする。</p> <p>専利復審委員会が専利権の一部の無効を宣告する旨の審決を下した後、当事者は当該審決を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に提訴していないか、又は人民法院の発効判決で当該審決を維持した場合に、当該専利権を対象としたその他無効宣告請求の審理は、有効性が維持された専利権を基礎とする。</p>	<p><u>専利復審委員会</u>で専利権の全部又は一部無効を宣告する旨の審決が<u>行われた</u>を行った後、当事者が当該審決を受け取った日から起算する3ヶ月以内に人民法院に提訴していないか、若しくは人民法院の発効判決で当該審決を維持した場合、当該決定により無効宣告された専利権を対象に提出した無効宣告請求は受理しないものとする。<u>ただし、当該審決が人民法院の発効判決によって取り消された場合を除く。</u></p> <p><u>専利復審委員会</u>が専利権の一部の無効を宣告する旨の審決を行った後に、当事者は当該審決を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に提訴していないか、又は人民法院の発効判決で当該審決を維持した場合に、当該専利権を対象としたその他無効宣告請求の審理は、有効性が維持された専利権を基礎とする。</p>
<p>中科コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 3.1節の改正により、「後の請求」受理後の請求人の長期間待ちが回避されますし、請求人が改めて無効宣告を提出する権利も確保されました。 ◇ 4.1節の内容削除は専利法実施細則第七十三条の改正を基に審査実践と組み合わせてなした適性調整です。 	
6-3. 「公民代理」の範囲 (3.6)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>当事者が公民に代理を委任する場合、専利代理機構への委任に関連する規定を参照して取り扱うものとする。公民の代理権限は、口頭審理における意見陳述及び審理廷で転送される書類の受取に限定する。</p>	<p>当事者が、<u>その近親族若しくは職員又は関連社会団体が推薦した公民</u>に任する場合、専利代理機構への委任に関連する規定を参照して取り扱うものとする。<u>近親族若しくは職員又は関連社会団体が推薦した</u>公民の代理権限は、口頭審理における意見陳述及び審理廷で転送される書類の受取に限定する。</p>
<p>中科コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 『民事訴訟法』における文言及び裁判所の規定を参照して、公民の範囲を「その近親族若しくは職員又は関連社会団体が推薦した公民」と特定するように公民代理を調整しました。 	

6-4. 権利帰属紛争当事者からの中止請求について（第五部分第七章 7.3.1.2）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>関連規定無し</p>	<p><u>無効宣告手続係属中の専利については、専利局の手続管理部門が予備審査を完了した後に、復審及び無効審理部門がさらなる審査を行う。以下のいずれかの事情に該当する場合、専利権無効宣告手続を中止しないことができる。</u></p> <p><u>（1）すでに行われていた審査業務に基づき無効宣告審決を下すことができる場合</u></p> <p><u>（2）権利帰属紛争当事者が根拠とする理由が明らかに不十分であり、権利帰属紛争が確かに存在することを示すのに十分な証拠も提出していない場合</u></p> <p><u>（3）専利権無効宣告手続の中止は当事者の利益又は公共の利益を明らかに害することを示す証拠がある場合</u></p> <p><u>（4）手続中止の請求に関して、明らかに不誠実で、不正な行為が存在することを示す証拠がある場合</u></p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 現時点では、実に専利権帰属紛争を悪意をもって提起し、その後、専利無効審判手続の中止を請求することがあります。それは、故意に無効審判手続を引き延ばそうとする行為であります。新たな規定に基づき、国家知識産権局は状況により中止が合理的・適法であるか否かを判断し、悪意による引き延ばしを回避することができます。</p>	
6-5. 権利帰属紛争当事者の無効宣告手続への参加に関する予備審査（3.7）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>関連規定無し</p>	<p><u>専利帰属をめぐる紛争当事者が手続中止請求を提出したが、専利権無効宣告手続の審理が中止されなかった場合、専利権権利帰属紛争当事者は、無効宣告手続への参加を請求することができる。</u></p> <p><u>専利権の帰属をめぐる紛争の当事者が無効宣告手続への参加を請求する場合、無効宣告手続への参加請求書、及び権利の帰属をめぐる紛争が人民法院又は地方の知的財産権管理部門に受理された旨の証明書類を提出しなければならない。予備審査完了後、復審及び無効審理部は、当該権利帰属紛争当事者に無効宣告手続への参加を許可するか否かの通知書を発行しなければならない。</u></p> <p><u>権利帰属紛争当事者は、無効宣告手続において、意見を提出し、合議体による無効宣告事件審理時の参考に供することができる。</u></p>

<p>中科コメント</p> <p>◇ 中止請求を提出する専利権帰属をめぐる紛争の当事者が無効審判手続への参加を許容することは、その事件状況の情報及び審理進捗等を知る合法的權益を確保するためであります。権利帰属紛争当事者は意見を提出することができますが、それは合議体の参考に供するものに過ぎません。</p>	
<p>6-6. 無効審判手続の審査方式及び指定期間 (4.4)</p>	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>4.4.1……応答期限を指定する必要がある場合、応答期限を1ヶ月と指定する……。</p> <p>4.4.4審査方式の選択 無効宣告手続においては状況に応じ、以下に挙げる方式を用いて審査する。 ……</p>	<p><u>無効宣告手続において、合議体は事件の具体的な状況に基づいて、口頭審理、書面審理または口頭審理と書面審理を組み合わせる方式で審査を行うことができる。</u></p> <p>4.4.1……応答期限を指定する必要がある場合、応答期限を<u>一般に</u>1ヶ月と指定する……。</p> <p>4.4.4削除。</p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 合議体は、「審査過程は事実審査のためである」という基本的な目的に基づき、そして公平・効率両立の原則から、当事者の利益及び審査効率を総合的に考慮したうえで、適切な審理方式を採用したり合理的な応答期限を確定したりすることができます。</p>	
<p>6-7. 無効宣告手続における請求項の補正 (4.6)</p>	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>発明又は実用新案専利書類の補正は専利請求の範囲に限る。その原則とは、 ……</p>	<p>発明又は実用新案専利書類の補正は専利請求の範囲に限り、且つ<u>無効宣告理由又は合議体が指摘した欠陥に応じて補正しなければならない</u>、その原則とは、 ……</p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 無効審判手続における請求項の補正は、無効宣告理由又は合議体が指摘した欠陥に応じて補正しなければならないことを明確にしました。</p>	
<p>6-8. 意匠国際出願に係わる送達 (7)</p>	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>関連規定無し</p>	<p><u>7. 意匠国際出願に係る送達</u> <u>意匠国際出願に関する無効宣告手続において、中国本土に住所がない専利権者への書類送達については、電子メールまたは郵送、ファックス、公告等の方式を用いることができる。公告送達を用いる場合、公告日から起算して満1ヶ月で、送達されたものとみなす。</u></p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 中国はハーグ協定に加入した後、中国本土に住所のない意匠専利権者に対して、相応の送達方式を規定しました。</p>	

6-9. 医薬品専利紛争早期解決メカニズムに係わる無効事件審査 (9)	
6-9-1. 医薬品専利紛争早期解決メカニズムに係わる無効宣告請求事件の定義	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
関連規定無し	<p><u>医薬品専利紛争の早期解決メカニズムに関する無効宣告請求事件とは、専利法第七十六条で言った医薬品販売許可申請者（ジェネリック医薬品申請者ともいう）が、無効宣告請求人として、中国の市販医薬品専利情報登記プラットフォームに登録されたジェネリック医薬品に係わる専利権について無効宣告請求を提出した事件をいう。</u></p>
中科コメント ◇ 医薬品専利紛争早期解決メカニズムに係わる無効宣告請求事件の請求人はジェネリック医薬品申請者でなければならないことを明確にしました。	
6-9-2. 請求書及び証明書類の提出の関連規定 (9.1)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
関連規定無し	<p><u>ジェネリック医薬品申請者が医薬品専利紛争早期解決メカニズムの関連規定に基づき第4類の声明を提出した後に無効宣告請求を提出する場合、請求書において事件の医薬品専利紛争早期解決メカニズムに係る事情について明確に標記しなければならない。</u></p> <p><u>ジェネリック医薬品申請者が、無効宣告請求を提出した後に、さらに医薬品専利紛争早期解決メカニズムの関連規定に基づき第4類の声明を提出する場合、当該無効宣告請求事件が医薬品専利紛争早期解決メカニズムに係るものであることを示す関連の証拠を速やかに提出しなければならない。口頭審理を行う事件については、遅くとも口頭審理の弁論が終結するまでに提出し、口頭審理を行わない事件については、遅くとも無効宣告決定が下されるまでに提出する必要がある。</u></p> <p><u>専利権者は係争専利について医薬品専利紛争早期解決メカニズムの関連規定に基づき関連訴訟又は行政裁決を既に提起した場合も、関連訴訟又は行政裁決の情報を合議体に速やかに伝えなければならない。</u></p>
中科コメント ◇ ジェネリック医薬品申請者（無効請求人）及び専利権者の情報告知義務を明確にしました。	

6-9-3. 審査順序及び審査基礎の関連規定 (9.2-9.3)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
関連規定無し	<p><u>同一の専利権に対する複数の医薬品専利紛争早期解決メカニズムに係る無効宣告請求については、無効宣告請求を提出した日の先後順で並べ替えを行う。</u></p> <p><u>先に下された審決は、専利権者から提出された補正書面を基礎に専利権の有効を維持するものである場合、後に受理された無効宣告請求については、補正書面を基礎として審査を続行することができる。</u></p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 同一の専利権に対する複数の医薬品専利紛争早期解決メカニズムに係る無効宣告請求については、請求日の順で審査が行われます。医薬品監督管理部門が「独占期間」を認定する際、それを参照します。</p> <p>◇ 同一の専利権について無効請求が複数回提出された場合の審査基礎を明確にしました。</p>	
6-9-4. 審査状態及び結審通知の関連規定 (9.4)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
関連規定無し	無効審判の合議体は場合により、事件の状態、審決及び結審通知を人民法院又は国务院薬品監督管理部門に送達する。
<p>中科コメント</p> <p>◇ 無効審判の合議体による事件の処理方式を明確にしました。</p>	
6-10. 無効宣告手続の終了 (8)	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>専利復審委員会が無効宣告請求に対する審決を下した後に、…無効宣告手続が終了する。</p> <p>専利復審委員会が専利権の全部が無効であると宣告する旨の審決を下した後に、…当該専利権を対象としたその他すべての無効宣告手続が終了する。</p>	削除。
<p>中科コメント</p> <p>◇ 削除された内容は審査業務における無効宣告手続の終了時点に対する判断のみに関りますので、当事者の権利に影響しませんし、文言の簡略化に寄与します。</p>	

VII. 口頭審理＋証拠（第四部分第四章，第八章）

7-1. 口頭審理（第四部分第一章及び第四章）	
7-1-1. 口頭審理の方式について（5）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>口頭審理は通知書で指定される日時に行われる。</p> <p>口頭審理は公開に行わなければならないが、国の法令、法規などの規定により、秘密保持が必要な場合を除く。</p>	<p>口頭審理は通知書で指定される日時に従って行う。</p> <p>口頭審理は公開に行わなければならないが、国の法令、法規などの規定により、秘密保持が必要な場合を除く。</p> <p><u>口頭審理は通常、合議体の主導で行われる。ただし、事実が明白で、争点が明確である簡単な事件の審理について、合議体の合意を経て、主任審判官が合議体を代表して出席し、口頭審理を主導することもできる。</u></p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 事件の増加に伴い、比較的簡単な事件については、口頭審理において主任審判官一人が合議体を代表して審理することができますが、合議体に報告し、合議体が審決を下す必要があります。このようにすれば行政資源の有効利用に寄与します。</p>	
7-1-2. 口頭審理の通知及び記録方式に関する調整（3, 11）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>無効宣告手続において確かに口頭審理を実施する必要がある場合、合議体は当事者に口頭審理通知書を発行して、</p> <p>記録役を務める者は重要な審理事項を口頭審理の筆録に記入しなければならない。合議体は筆録に加え、録音や録画装置を利用して記録を取ることもできる。</p>	<p>国家知識産権局は電子申請方式の発展に力を入れているため、<u>口頭審理通知の発行は、専利局が指定した特定の電子システムを通じて送信することができるし、郵送、ファックス、電子メール、電話、ショートメッセージなどの方式で当事者に知らせることもできる。</u></p> <p>また、マルチメディア技術の応用に伴い、<u>合議体は、筆録、録音または録画などの方式を用いて記録することができる。記録された内容は合議体の表決の重要な根拠であります。</u></p>
<p>中科コメント</p> <p>◇ 技術の発展に伴い、口頭審理に係わる通知及び記録方式に対する相応の調整を行いました。</p>	
7-2. 証拠（第四部分第八章）	
7-2-1. 外国語の証拠の翻訳（2.2.1）	
2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>当事者双方が翻訳の委託について合意していない場合、専利復審委員会は、自ら翻訳専門機関に翻訳を委託することができる。翻訳の委託に必要な費用については当事者双方が各々50%を負担する。翻訳費用の支払を拒否する場合、相手当事者が提出した中国語訳文が正確であることを認めたものとみなす。</p>	<p>当事者双方が翻訳の委託について合意していない場合、<u>復審及び無効審理部専利復審委員会</u>は、<u>自ら翻訳専門機関を指定して</u>翻訳させることができる。<u>翻訳の委託に必要な費用については当事者双方が各々50%を負担する。指定や</u>翻訳費用の支払を拒否する場合、相手当事者が提出した中国語訳文が正確であることを認めたものとみなす。</p>

中科コメント

◇ 外国語翻訳問題について、翻訳機構の委託・指定、委託関係を明確にし、行政権威を強化しました。

7-2-2. 域外証拠について (2.2.2)

2021年施行規定	2024年施行改正概要
<p>域外証拠とは、中華人民共和国の領域外で形成された証拠を指す。当該証拠は所在国の公証機関によって証明され、そして同国の中華人民共和国駐在大使館・領事館によって認証されたか、若しくは中華人民共和国と同所在国で締結した関連条約に規定された証明手続を履行したものでなければならない。</p>	<p>域外証拠とは、中華人民共和国の領域外で形成された証拠を指す。当該証拠は所在国の公証機関によって証明され、そして同国の中華人民共和国駐在大使館・領事館によって認証されたか、若しくは中華人民共和国と同所在国で締結した関連条約に規定された証明手続を履行したものでなければならない。</p>

中科コメント

◇ 中国は『外国公文書の認証を不要とする条約』（2023年11月7日に中国で発効・実施）に加入しましたため、証拠は、所在国の公証機関によって証明されたか、若しくは条約の手続を履行したものであれば、中国の駐在大使館・領事館によって認証される必要がなくなります。